

野田市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市空き家等の適正管理に関する条例(平成25年野田市条例第30号)

改 正 案	現 行
○野田市<u>空家等</u>の適正管理に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>空家等の管理の適正化を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)</u>に定めるもののほか、<u>空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例に<u>おける用語の意義は、法の例による。</u> (削る。) (削る。) (削る。) 2 この条例において、<u>管理不全な状態の空家等とは、空家等のうち、特定空家等を除く次のいずれかに該当する空家等をいう。</u> (1) <u>老朽化等又は台風等の自然災害により倒壊又は破損し、建築材料等の飛散により人の生命若しくは身体又は財産に被害を生ずるおそれのある状態</u> (2) <u>容易に不特定の者に侵入され、火災、犯罪等を誘発するおそれのある状態</u> (3) <u>草木の繁茂又は害虫の発生により、良好な生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態</u>	○野田市<u>空き家等</u>の適正管理に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、火災、犯罪等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例に<u>おいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>空き家等 市内に所在する建物その他の工作物(既に倒壊したものを含む。)であって現に使用されていないもの及びその敷地をいう。</u> (2) <u>管理不全な状態 次のいずれかに該当する空き家等の状態をいう。</u> <u>ア 老朽化等又は台風等の自然災害により倒壊又は破損し、建築材料等の飛散により人の生命、身体又は財産に被害を生ずるおそれのある状態</u> <u>イ 容易に不特定の者に侵入され、火災、犯罪等を誘発するおそれのある状態</u> <u>ウ 草木の繁茂又は害虫の発生により、良好な生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態</u> (3) <u>所有者等 空き家等の所有者その他の空き家等を管理すべき者をいう。</u>

(削る。)

(情報の提供)

第3条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、市長にその情報を提供することができる。

(削る。)

(緊急措置)

第4条 市長は、法第9条に規定する調査(以下「法調査」という。)により、空家等に急迫した危険があり、かつ、所有者等が速やかにその危険を防止するために必要な措置をとることができないと認めるときは、当該危険を防止するために必要な緊急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等の所在が判明しないときその他のやむを得ない事由により所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により緊急措置を講じたときは、当該空家等の所有者等から当該緊急措置に要した費用を徴収するものとする。

(削る。)

(管理不全な状態の空家等に対する措置)

第5条 市長は、法調査により、空家等が管

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空家等が管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理しなければならない。

(情報の提供)

第4条 市民等は、空家等が管理不全な状態であると認めるときは、市長にその情報を提供することができる。

(実態調査)

第5条 市長は、第3条の規定による適正な管理が行われていないと認めるとき又は前条の規定による情報の提供があったときは、その職員に、当該空家等の状態、所有者等の情報その他必要な事項の調査(以下「実態調査」という。)をさせることができる。

2 前項の場合において、市長は、空家等の実態の把握のため必要があると認めるときは、その職員に、当該空家等に立ち入り、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(緊急措置)

第6条 市長は、実態調査により、空家等が管理不全な状態であって急迫した危険があり、かつ、所有者等が速やかにその危険を防止するために必要な措置を採ることができないと認めるときは、当該危険を防止するために必要な緊急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等の所在が判明しないときその他のやむを得ない事由により所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により緊急措置を講じたときは、当該空家等の所有者等から当該緊急措置に要した費用を徴収するものとする。

4 前項の場合において、市長は、所有者等の所在が判明しない場合であって必要と認めるときは、家庭裁判所への相続財産管理人の選任の申立て等を行うことができる。

(指導)

第7条 市長は、実態調査により、空家等

<u>理不全な状態の空家等と認めるときは、その所有者等に対し、適正な管理に必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。</u> (削る。) (削る。) (削る。)	<u>が管理不全な状態であると認めるときは、その所有者等に対し、適正な管理に必要な措置について指導することができる。</u> (勧告) <u>第 8 条 市長は、前条の規定による指導を受けた所有者等が正当な理由なくその指導に係る措置を採らなかったときは、当該所有者等に対し、適正な管理に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u> (命令) <u>第 9 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</u> (公表) <u>第 10 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</u> (1) <u>所有者等の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</u> (2) <u>空き家等の所在地</u> (3) <u>命令の内容</u> (4) <u>その他市長が必要と認める事項</u> <u>2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ当該公表に係る所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u>
(寄附の受入れ) <u>第 6 条 市長は、特定空家等が規則で定める要件を満たすときは、当該空家等の寄附を受けることができる。</u> (助成) <u>第 7 条 市長は、所有者等が法第 14 条第 1 項の規定による助言若しくは指導又は同条第 2 項の規定による勧告に従って措置を講ずる場合であつて規則で定める要件を満たすときは、当該措置に要する費用の一部を助成することができる。</u> (空家バンク制度) <u>第 8 条 市長は、規則で定めるところにより、空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて当該空家等に関する情報を、空家等に居住し、又は使用することを</u>	(寄附の受入れ) <u>第 11 条 市長は、空き家等が管理不全な状態であつて規則で定める要件を満たすときは、当該空き家等の寄附を受けることができる。</u> (助成) <u>第 12 条 市長は、所有者等が第 7 条の規定による指導又は第 8 条の規定による勧告に従って措置を講ずる場合であつて規則で定める要件を満たすときは、当該措置に要する費用の一部を助成することができる。</u> (空き家バンク制度) <u>第 13 条 市長は、規則で定めるところにより、空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて当該空き家等に関する情報を、空き家等に居住することを希望</u>

希望する者に提供する制度(以下「<u>空家バンク制度</u>」という。)を実施するものとする。 2 市長は、<u>空家バンク制度</u>の利用者が規則で定める要件を満たすときは、<u>空家等</u>の改修に要する費用の一部を助成することができる。 (関係行政機関等との連携) <u>第 9 条</u> 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に<u>法調査</u>により得た情報を提供し、必要な協力を求めることができる。 (委任) <u>第 10 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	する者に提供する制度(以下「<u>空き家バンク制度</u>」という。)を実施するものとする。 2 市長は、<u>空き家バンク制度</u>の利用者が規則で定める要件を満たすときは、<u>空き家等</u>の改修に要する費用の一部を助成することができる。 (関係行政機関等との連携) <u>第 14 条</u> 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に<u>実態調査等</u>により得た情報を提供し、必要な協力を求めることができる。 (委任) <u>第 15 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
--	--